



福岡医発第 1189 号 (地)
令和 2 年 7 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県医師会「施設基準定例報告等説明会」について
(パワーポイント資料「入院基本料等における看護の基準等について (病院)」)

時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、本会で例年開催の「施設基準定例報告等説明会」につきましては開催を中止する旨、令和 2 年 6 月 25 日付け福岡医発第 907 号 (地) にてご連絡申し上げたところであり、当該通知に記載しておりました九州厚生局よりの本年度の定例報告に関するポイントにつきましては、令和 2 年 7 月 1 日付け福岡医発第 989 号 (地) にてお知らせしているところです。

今般、例年説明会時に配布しておりました九州厚生局作成のパワーポイント資料「入院基本料等における看護の基準等について (病院)」をいただきましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 定例報告様式につきましては、九州厚生局ホームページ (https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/kijun_hokoku/index.html) に掲載されております。
- 2) 定例報告の提出につきましては、郵送のみでの受付であり (FAX は不可)、病院が 7 月 31 日 (金)、有床診療所が 8 月 7 日 (金)、無床診療所が 8 月 13 日 (木) 必着となっております。
- 3) 本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「医療保険 (労災・自賠医療を含む) > 適時調査 (施設基準) 関連」 (https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/s_hisetsu_kijun_todoke.html) に掲載しておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

入院基本料等における 看護の基準等について (病院)

九州厚生局 指導監査課

- 1 病棟の概念等
- 2 看護要員の数等
- 3 夜間における勤務（夜勤）について
- 4 看護配置について
- 5 入院基本料に係る届出内容の概要の掲示
（看護要員の対患者割合、看護要員の構成）
- 6 その他

1 病棟の概念等

- 病棟の概念は各病棟における看護体制の1単位をもって、病棟として取り扱うこと。
- 看護単位（病棟）ごとに看護の責任者を配置し、交替制勤務が実施され、ナースステーション等の必要な設備等を有していること。
- 複数階で1病棟を構成する場合は、サブナースステーションの設置やスタッフ（看護要員）の配置を工夫すること。
- 1病棟は60床以下を標準とすること。
ただし、精神病棟は70床まではやむを得ない。

2 看護要員の数等(1)

○看護師、准看護師及び看護補助者の総称

- ・看護要員 → 看護師・准看護師・看護補助者
- ・看護職員 → 看護師・准看護師
- ・看護師 → 看護師のみ

○1日平均入院患者数（原則として直近1年（増減床が生じた場合を除く）で算出）を基に看護要員を配置すること。

○看護要員の数は、病棟において実際に入院患者の看護に当たっている看護要員の数である。

2 看護要員の数等(2)

- 1 勤務帯8時間で1日3勤務帯を標準として、月平均1日当たりの配置要件を満たしていること。
- 看護師比率は、看護職員の最低必要数に対する看護師の割合である。
- 治療室単位の特定入院料（特定集中治療室管理料等）は、当該治療室の実際の入院患者の数により、常時、要件を満たす看護師の配置が必要とされることに留意すること。

2 看護要員の数等(3)

- 他部署との兼務や、会議・研修など病棟外で勤務する時間は病棟実働時間に含まない。

※ 他部署兼務等の時間の把握が必要。

- 病棟実働時間に含んでよい会議・研修
 - ・ 院内感染防止対策委員会
 - ・ 医療安全管理委員会
 - ・ 褥瘡対策委員会

※ 部会・小委員会等はこれに該当しない。

- ・ 安全管理体制確保のための職員研修

- 看護補助者の雇用形態は問わない。

※ 病院側に指揮命令権がない請負方式を除く。

3 夜間における勤務（夜勤）について

- 夜勤時間帯は、午後10時から翌日の午前5時までの時間を含む連続した16時間（各医療機関で設定）であること。
- 各病棟において夜勤を行う看護要員の数は、常時2人以上であること。
- 一般病棟、結核病棟及び精神病棟においては、看護職員を2人以上配置していること。
- 療養病棟においては、看護職員1人と看護補助者1人の計2人以上の配置であっても差し支えない。
- 月平均夜勤時間数の計算に含まれる実人員数及び延夜勤時間数
 - ・ 夜勤専従者は含まない。（他にも入院料区分に応じて含まない場合あり）
 - ・ 夜勤時間帯に看護職員が病棟勤務と外来勤務等を兼務する場合は、当該看護職員が夜勤時間帯に当該病棟で勤務した月当たりの延べ時間を、当該看護職員の月当たりの延べ夜勤時間（病棟と病棟以外の勤務時間を含む。）で除して得た数を、夜勤時間帯に従事した実人員数として算入すること。
- 月平均夜勤時間数が、72時間以下であること。（要件にはない入院料もあり）

4 看護配置について

- 看護配置については、毎月要件を確認すること。
- 要件を確認する手段として、基本診療料の施設基準通知別添7の様式9等を参考に確認すること。

勤務実績表(様式9)

※施設基準通知より

種別 ※1	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態 ※2	看護補助者の業務 ※3	夜勤の有無		日付別の勤務時間数 ※6					月延べ勤務時間数	(再掲)月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数 ※7
						(該当する一つに○) ※4	夜勤従事者数 ※5	1日曜	2日曜	3日曜	...	日曜		
看護師	1			常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
看護師	2			常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
看護師	3			常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
看護師	4			常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
准看護師	5			常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								
准看護師	6			常勤・短時間・非常勤・兼務		有・無・夜専								

〔記載上の注意〕

- ※1 看護師及び准看護師と看護補助者を別に記載すること。なお、保健師及び助産師は、看護師の欄に記載すること。看護部長等、専ら病院全体の看護管理に従事する者及び外来勤務、手術室勤務、中央材料室勤務、当該保険医療機関附属の看護師養成所等、病棟以外のみに従事する者については、記載しないこと。

- ※2 短時間正職員の場合は雇用・勤務形態の「短時間」に、病棟と病棟以外（外来等）に従事する場合又は病棟の業務と「専任」の要件に係る業務に従事する場合は、雇用・勤務形態の「兼務」に○を記入すること。

- ※3 看護補助者について、延べ勤務時間のうち院内規定で定めた事務的業務を行った時間が占める割合が5割以上の者は「事務的業務」に○を記入すること。

※4 夜勤専従者は「夜専」に○を記入すること。月当たりの夜勤時間が、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては16時間未満の者（短時間正職員においては12時間未満の者）、急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外においては8時間未満の者は無に○を記入すること。

※5 夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代制勤務を行う者（夜勤専従者は含まない）は1を記入すること。ただし、夜勤時間帯に病棟と病棟以外に従事する場合は、1か月間の夜勤時間帯に病棟で勤務した時間を、1か月間の延べ夜勤時間（病棟と病棟以外の勤務時間を含む）で除して得た数を記入すること。
看護職員と看護補助者の勤務実績表をわけて作成しても差し支えない。

※6 上段は日勤時間帯、中段は夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数、下段は夜勤時間帯において当該病棟以外で勤務した時間も含む総夜勤時間数をそれぞれ記入すること。

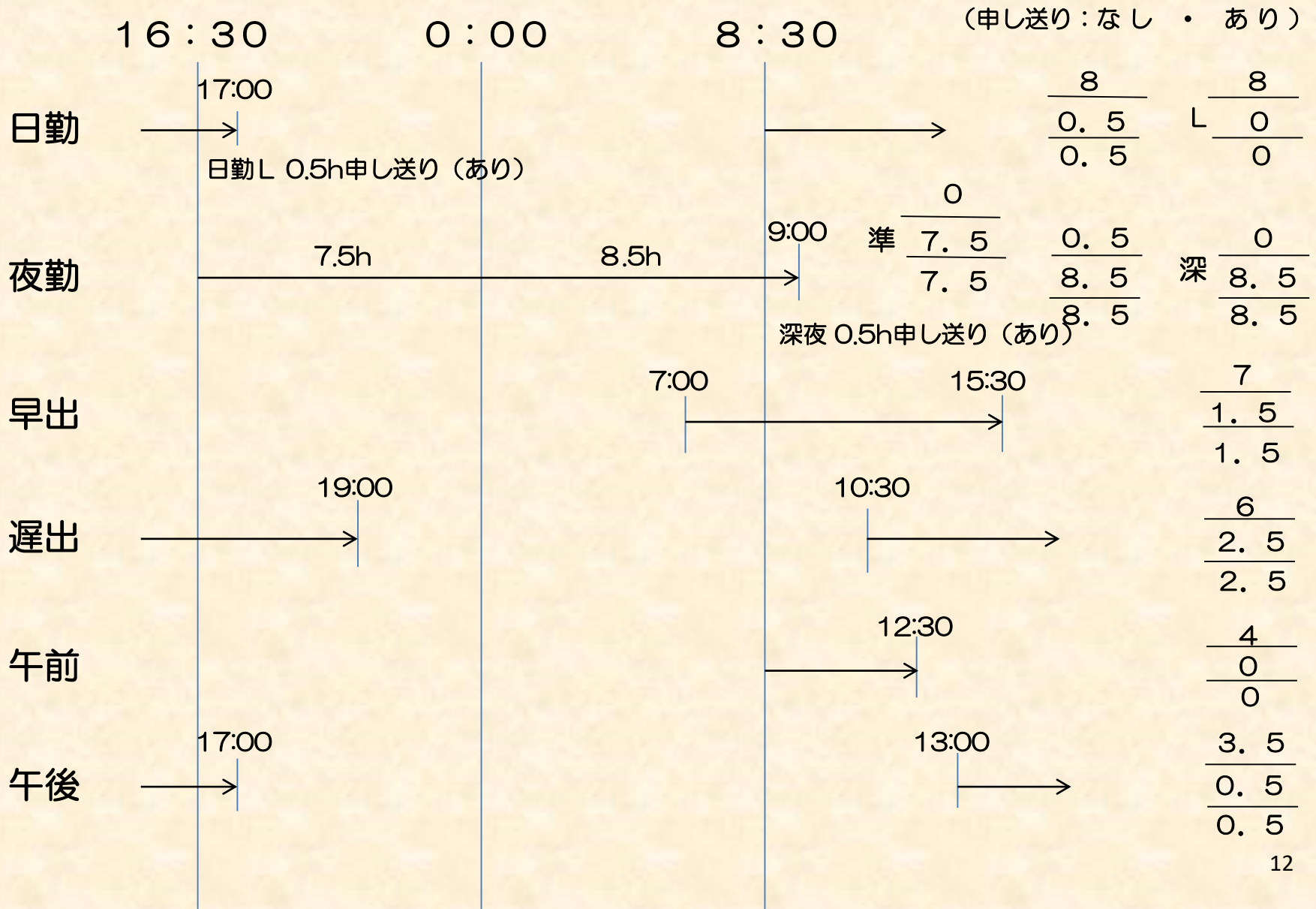
※7 次の①から③の者の夜勤時間数を記入すること。

①夜勤専従者、②急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟においては月当たりの夜勤時間が16時間未満の者（短時間正職員においては12時間未満の者）、③急性期一般入院基本料、7対1及び10対1入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては月当たりの夜勤時間が8時間未満の者

4- (1) 様式9の計上例

(夜勤時間帯 16:30~8:30)

※申し送りに要した時間は、申し送った看護職員の夜勤時間から除いて差し支えない



4-(2) 2つの病棟を兼務する場合(様式9)

・総夜勤時間(3段目)は、夜勤時間帯において当該病棟以外で勤務した時間を含めて計上すること。(※6)

なお、2つの病棟を兼務する場合は、東病棟と西病棟の総夜勤時間が同じ数となる。

地域包括ケア病棟入院料2(13対1)

種別 ※1	番 号	病 棟 名	氏 名	雇用・ 勤務形態 ※2	看護補 助者の 業務 ※3	夜勤の有無		日付別の勤務時間数 ※6												
						(該当する 一つに○) ※4	夜勤従 事者数 ※5		1日 木曜	2日 金曜	3日 土曜	4日 日曜	5日 月曜	6日 火曜	7日 水曜	8日 木曜	9日 金曜	10日 土曜	...	
看護 師	1	東	A	常勤・ 短時間・ 非常勤・ 兼務	有・ 無・ 夜専	0.83	病棟 日勤	8.00					8.00	8.00	8.00		6.00			
							病棟 夜勤			7.50	6.50							2.50	7.50	
							総夜 勤			7.50	8.50							2.50	7.50	

地域一般入院基本料3(15対1)

種別 ※1	番 号	病 棟 名	氏 名	雇用・ 勤務形態 ※2	看護補 助者の 業務 ※3	夜勤の有無		日付別の勤務時間数 ※6											
						(該当する 一つに○) ※4	夜勤従 事者数 ※5		1日 木曜	2日 金曜	3日 土曜	4日 日曜	5日 月曜	6日 火曜	7日 水曜	8日 木曜	9日 金曜	10日 土曜	...
看護 師	1	西	A	常勤・ 短時間・ 非常勤・ 兼務	有・ 無・ 夜専	0.16	病棟 日勤												
							病棟 夜勤			2.00									
							総夜 勤		7.50	8.50							2.50	7.50	

4-(3) 2つの病棟を兼務する場合(様式9:4-(2)の続き)

・総夜勤時間(3段目)は、夜勤時間帯において当該病棟以外で勤務した時間を含めて計上すること。(※6)

なお、2つの病棟を兼務する場合は、東病棟と西病棟の総夜勤時間が同じ数となる。

地域包括ケア病棟入院料2(13対1)

種別 ※1	番 号	病 棟 名	氏 名	雇用・ 勤務形態 ※2		日付別の勤務時間数 ※6											月延べ勤務 時間数	(再掲) 月平均夜勤時 間数の計算に 含まない者の 夜勤時間数 ※7	
						...	21日 水曜	22日 木曜	23日 金曜	24日 土曜	25日 日曜	26日 月曜	27日 火曜	28日 水曜	29日 木曜	30日 金曜			31日 土曜
看護師	1	東	A	常勤・	病棟 日勤				8.00	8.00	6.00					8.00	8.00	109.00	
				短時間・ 非常勤・	病棟 夜勤					2.50	4.00	8.50					44.50		
				兼務	総夜 勤					2.50	7.50	8.50					53.00		

地域一般入院基本料3(15対1)

種別 ※1	番 号	病 棟 名	氏 名	雇用・ 勤務形態 ※2		日付別の勤務時間数 ※6											月延べ勤務 時間数	(再掲) 月平均夜勤時 間数の計算に 含まない者の 夜勤時間数 ※7	
						...	21日 水曜	22日 木曜	23日 金曜	24日 土曜	25日 日曜	26日 月曜	27日 火曜	28日 水曜	29日 木曜	30日 金曜			31日 土曜
看護 師	1	西	A	常勤・	病棟 日勤														
				短時間・ 非常勤・	病棟 夜勤						3.50							8.50	
				兼務	総夜 勤						2.50	7.50	8.50					53.00	

5 入院基本料に係る届出内容の概要の掲示

【掲 示 例 1】 急性期一般入院料7 10対1 50床
三交代制（夜勤体制：看護職員3人の場合）

1日平均入院患者数 42人 1日平均入院患者数で算出した場合

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・夕方17時から深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・深夜1時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

注： 看護職員（看護師・准看護師） 看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）

当病棟では入院患者42人に対し、
1日に13人以上の看護職員が勤務しています。

$$42 \div 10 \times 3 = 13$$

(小数点以下切り上げ)

8時30分～17時30分
17時～1時30分
1時～9時
※時間が重ならないように

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- 夕方17時から深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- 深夜1時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

1日平均入院患者数で掲示
する場合は、毎月掲示内容
の書き換えが必要（理由：1
日平均入院患者数が変わる。）

満床での表示を行う場合は、
実人数が満床の人数を満た
していること

$$13 - 6 \text{ (準夜3 + 深夜3)} = 7$$
$$42 \div 7 = 6$$

$$42 \div 3 \text{ (夜勤人数)} = 14$$

二交代制の場合

当病棟では、1日に13人以上の看護職員が勤務しています。

二交代の場合も同様に
1日を3勤務帯に分けて
とらえる

$$13 - 6 \text{ (準夜3 + 深夜3)} = 7$$
$$42 \div 7 = 6$$

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

$$42 \div 3 \text{ (夜勤人数)} = 14$$

【掲 示 例 2】 療養病棟入院料 1 60床

二交代制（夜勤体制：看護職員 1 人、看護補助者 1 人の場合）

1 日平均入院患者数 55人 1 日平均入院患者数で算出した場合

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と9人以上の看護補助者が勤務しています。なお、勤務帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・ 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は55人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は55人以内です。

6 その他

- ・ **適時調査の主な指摘事例**は、九州厚生局公式ホームページ
(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>)に掲載していますので、随時ご参照ください。

(掲載場所)

「保険医療機関・保険薬局の方へ」



「個別指導及び適時調査において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項について」